

事業所間連携加算の手続等の流れ

セルフプランで複数の事業所を利用する場合、
事業所から保護者へ事業所間連携加算の説明

保護者の同意

コア連携事業所もしくは保護者から申請

一宮市

セルフプラン及び事業所間連携加算確
認書を保護者へ送付

※保護者から事業所へ提出

その他事業所

コア連携事業所

事業所間連携会議の開催に
向けた連絡調整

事業所間連携会議の開催
個別支援計画、セルフプランの共有

記録の作成及び共有

保護者への相談援助

事業所内での情報共有・支援への活用

事業所間連携加算Ⅱ

事業所間連携加算Ⅰ

給付決定の更新における情報の活用

※コア連携事業所は会議終了後 2
週間以内に報告書及び個別支援
計画を市へ提出すること